

第 2 5 回 鶴居村農業委員会総会会議録

令和 7 年 7 月 3 0 日 （水曜日）

第25回 鶴居村農業委員会々議録

1. 招集年月日 令和7年7月30日（水）
 1. 招集場所 鶴居村役場 2階 第1・2会議室
 1. 開 会 午前10時00分
 1. 招集委員 次のとおりである。

1 番	水本梨佳	2 番	増田慶一	3 番	瀧澤一成	4 番	塩越克哉
5 番	齊藤 滋	6 番	東 隆行	7 番	熊谷郁子	8 番	手塚信幸
9 番	明歩谷正志						

1. 出席委員 次のとおりである。

1 番	水本梨佳	2 番	増田慶一	3 番	瀧澤一成	4 番	塩越克哉
5 番	齊藤 滋	6 番	東 隆行	7 番	熊谷郁子	8 番	手塚信幸
9 番	明歩谷正志						

以上の結果 委員9名中9名出席

議長は、別紙のとおり本日の議事日程を報告した。

議長は、総会の会議録署名委員を会議規則第17条の規定により次のとおり指名した。

5 番	齊藤 滋	6 番	東 隆行
-----	------	-----	------

1. 議長は、総会の会期について諮った結果、次のとおり決定した。

7月30日 1日限り

事 務 局	第 2 5 回鶴居村農業委員会総会の開会に先立ち、ご報告申し上げます。 本日の出席委員は 9 名であります。 定足数に達しておりますので、本日の総会が成立しておりますことをご報告いたします。 それでは、開会にあたり会長よりご挨拶を申し上げます。
議 長	皆様おはようございます。本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。 本日の総会には、議案 2 件を提案させていただいております。それでは慎重なご審議と会議の時間短縮に協力くださいますようお願い申し上げ、ただちに会議を開きます。 日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、会議規則第 1 7 条の規定により、5 番 齊藤委員、6 番 東委員を指名いたします。 日程第 2 会期の決定の件を議題とします。 おはかり致します。会期は、本日限りと致したいと思います。これにご異議ございませんか。
委 員 一 同	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。会期は本日限りといたします。 それでは、これより議案の審議に入ります。 日程第 3 会務報告を議題とし、事務局より報告を求めます。
事 務 局	川端事務局長より報告 (会務報告あるも省略)
議 長	会務報告に対する質疑はございませんか。
委 員 一 同	(なしの声)
議 長	以上で会務報告を終わります。 日程第 4 議案第 6 1 号 農地法等の一部を改正する法律附則第 8 条第 2 項の規定に基づく農地法第 4 6 条の規定の例による国有財産(開拓財産)の売払いに係る農業委員会への意見照会についての件を議題と致

事務局	します。事務局より内容の説明を求めます。 議案書の 1 ページをご覧ください。 議案第 6 1 号 農地法等の一部を改正する法律附則第 8 条第 2 項の規定に基づく農地法第 46 条の規定の例による国有財産（開拓財産）の売払いに係る農業委員会への意見照会について 農地法施行規則（昭和 27 年省令第 79 号）第 95 条第 1 号に掲げる者に該当するか否かについて、農地法関係事務処理要領（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4608 号経営局長、21 農振第 1599 号農村振興局長連名通知）別紙 2 の第 6 の 1 の (2) のイの規定に基づき、別紙のとおり農林水産省より意見照会があったので、審議を求める。 令和 7 年 7 月 3 0 日提出鶴居村農業委員会会長 本件につきましては、開拓財産（旧 1 軌道敷地）の売却に伴う農林水産省からの意見照会であります。 議案書の 2 ページをご覧ください。 国有財産の表示 所在：〇〇、登記地目：〇〇、現況地目：〇〇、登記面積：〇〇平米、実測面積：〇〇平米、合計〇〇筆、登記面積：〇〇平米、実測面積：〇〇平米、売買価格：〇〇、売払申請者：〇〇 議案書の 3 ページをご覧ください。 議案書の 3 ページは、農林水産省への回答案であります。 農地法等の一部を改正する法律附則第 8 条第 2 項の規定に基づく農地法第 46 条の規定の例による国有財産（開拓財産）の売払いに係る意見について 令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で照会のあった事項について、下記の者が農地法施行規則（昭和 27 年省令第 79 号）第 95 条第 1 号に掲げる者に該当することを認めます。 1. 照会のあった者の住所・氏名は、省略します。 2. 売払いに係る意見：当該売払い申請者については、農地法第 3 条第 2 項の規定により同条第 1 項の許可をすることができる者に該当し、かつ、当該農地を取得して耕作の事業を行うことが認められる。 売払申請者〇〇については、農地所有適格法人であり、かつ、営農を行っているため、農地法施行規則第 9 5 条第 1 号の「売払いの相手方」に該当するものと考えております。 カラー資料の 1 ページをご覧ください。 （地図を元に説明）
------------	---

		以上で説明を終わります。
議 長		ただいまの説明について何か質疑はございませんか。
東 委 員		売買に至った経緯は。
事 務 局		管理者である釧路総合振興局が、当該地を農地として使用していることを確認したため、売買することとなったものであります。
議 長		他に質疑はございませんか。
委 員 一 同		(なしの声)
議 長		質疑なしと認めます。 おはかり致します。 本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
委 員 一 同		(異議なしの声)
議 長		異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたします。
		日程第 5 議案第 6 2 号 農用地利用集積等促進計画案についての件を議題と致します。事務局より内容の説明を求めます。
事 務 局		議案書の 4 ページをご覧ください。 議案第 6 2 号 農用地利用集積等促進計画案について 次のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 1 1 項に基づき、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを北海道農業公社に対し要請するため、審議を求める。 令和 7 年 7 月 3 0 日提出鶴居村農業委員会会長 所有権移転、申請番号 1、所在：〇〇、登記簿地目：〇〇、現況地目：〇〇、面積：〇〇平米ほか〇〇筆、合計〇〇筆、面積：〇〇平米、渡人：〇〇、受人：北海道農業公社、利用目的：〇〇、売買価格：〇〇円、平米あたり 23.6 円であります。 本件につきましては、「5 年貸付タイプ事業」の買入協議が整ったことから、促進計画を定める案件であります。今後は、北海道農業公社から

〇〇に5年間貸し付けた後、売渡す予定であります。

カラー資料の2ページをご覧ください。

(地図を元に説明)

議案書の5ページをご覧ください。

以下は、貸借権設定の案件であります。

申請番号2及び3、所在：〇〇、登記簿地目：〇〇、現況地目：〇〇、面積：〇〇平米ほか〇〇筆、合計〇〇筆、面積：〇〇平米、渡人：〇〇、受人：〇〇、転貸人：北海道農業公社、利用目的：〇〇、賃貸価格：〇〇円、貸付期間：令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで、継続案件で平米あたり2.0円であります。

カラー資料の3ページをご覧ください。

(地図を元に説明)

申請番号4及び5、所在：〇〇、登記簿地目：〇〇、現況地目：〇〇、面積：〇〇平米、合計〇〇筆、面積：〇〇平米、渡人：〇〇、受人：〇〇、転貸人：北海道農業公社、利用目的：〇〇、賃貸価格：〇〇円、貸付期間：令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで、継続案件で平米あたり1.6円であります。

カラー資料の4ページをご覧ください。

(地図を元に説明)

議案書の6ページをご覧ください。

申請番号6及び7、所在：〇〇、登記簿地目：〇〇、現況地目：〇〇、面積：〇〇平米ほか〇〇筆、合計〇〇筆、面積：〇〇平米、渡人：〇〇、受人：〇〇、転貸人：北海道農業公社、利用目的：〇〇、賃貸価格：〇〇円、貸付期間：令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで、新規案件で平米あたり2.8円であります。

カラー資料の5ページをご覧ください。

(地図を元に説明)

以上の計画については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の認可要件を満たしているものと考えており、公告予定日

	は、令和 7 年 8 月 27 日を予定しております。 なお、農業委員会等に関する法律第 3 1 条第 1 項の規定により、申請番号 2 及び 4 は水本委員が、申請番号 6 は手塚委員が、議事参与の制限を受けますので、ご対応をよろしくお願いします 以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明について何か質疑はございませんか。
委 員 一 同	(なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 おはかり致します。 本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
委 員 一 同	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたします。
	以上で提案致しました議案の審議は全て終了致しました。 これをもって、第 2 5 回鶴居村農業委員会総会を閉会いたします。 以上会議の顛末を記録し、会議録とする。(閉会時刻午前 10 時 28 分) 令和 7 年 7 月 30 日